

# 健(検)診を受けましょう

問 保健福祉課 健康づくり係 ☎75-0228 (直通)

- **実施日**  
6月8日(木)、6月9日(金)、  
7月21日(金)
- **実施会場**  
各地区公民館・保健センター  
(令和5年度原村総合カレンダールをご  
覧ください)
- **注意事項とお願ひ**  
① 更衣室、検査着の貸し出しはありません。  
金属類の装着や前後無地で装飾のない  
服を着用し会場にお越しください。  
② 検診会場には多くの方が集まります。  
新型コロナウイルス感染症において重症化リス  
クの高い65歳以上の方が対象となっ  
ていますので、感染予防のため検診受診  
に際しマスクの着用にご協力お願ひし  
ます。  
③ 検診車には階段があります。ご自身で  
階段が登れない方は「遠慮ください」。  
また、数分間の立位姿勢をとって撮影  
を行います。立位姿勢が保てない方も  
併せてご遠慮をお願いします。

## 結核胸部レントゲン撮影

結核は昔の病気と思われがちですが、今でも一日に40人程度の新規結核患者が発生している日本の重大な感染症です。令和5年度結核胸部レントゲン撮影を実施します。職場や医療機関等で結核胸部レントゲン撮影の実施のない方はぜひこの機会をご検討ください。

※髪の毛も写ります

これらはすべて上半身(背中も)から外してください

湿布・カイロ 磁石つき絆創膏 	ネックレス ※スポーツ用・ 肩こり用も不可 	ボタン・ファスナー ホック・ビーズ 	コルセット 腹巻き 
ブラジャー ※スポーツブラ も不可 	キャミソール ※プラトップ等のカップ 付き下着も不可 	プリント・レース 刺しゅう ※ワンポイントや胸・背中 の校章・名前も不可 	セーター トレーナー 

長い髪は肩より高い位置でまとめてください

## 歯科検診

むし歯や歯周病の悪化は、生活習慣病のリスク因子に影響を与え、日々の生活と健康に影響を及ぼす可能性が高いとされています。

20歳の歯科健康診査、30歳〜70歳の歯周疾患検診が始まっています。対象の方は、ぜひこの機会に受診して自分の歯とお口全体の状態を知りましょう。

- **実施期間**  
令和5年5月8日(月)〜  
令和6年2月末日  
※期間を過ぎると無料で検診を受けることはできません。
- **対象医療機関**  
原村、茅野市、富士見町の  
指定医療機関  
(5月上旬に送付した案内  
をご覧ください。)
- **受診方法**  
① 事前に指定医療機関へ直接  
予約をしてください。  
② 予約日当日に、検診票・保  
険証を持参し検診を受けて  
ください。
- ③ 当日、検査結果を受け取り  
ます。
- **費用** 無料
- **その他**  
5月上旬に対象者に対し、  
案内と検診票を送付してい  
ます。

対象者	受診時に必要な書類
平成15年4月2日〜平成16年4月1日生まれの方	20歳の歯科健康診査票 保険証
今年度30歳、40歳、50歳、60歳、70歳になる方	歯周疾患検診問診・結果票 保険証

このほか、暮らしの情報(13ページ)にて子宮がん医療機関検診をご案内しています。

# 医療費の全額を自己負担したとき (療養費の支給)

問 保健福祉課 医療給付係 ☎79-7926 (直通)

## 医療費の全額を自己負担したときは療養費で払い戻されます

- ・医療機関窓口で、医療費の全額が自己負担となった場合に、申請をして審査で認められれば、負担した金額のうち自己負担分を除いた額が払い戻されます。
- 尚、申請から支給まで2、3か月ほどかかり、審査の結果によっては支給されない場合もあります。

## 下記に該当がある場合は申請を忘れずに!

- ・医療費などを支払った日の翌日から2年を過ぎると支給されません。

全ての手続きに必要な持ち物
①来庁される方の本人確認書類(運転免許証など) ②マイナンバーのわかるもの ③被保険者証 ④振込口座のわかるもの ⑤療養費支給申請書(医療給付係窓口にあります) ※同一世帯の方以外が申請する場合は、委任状が必要です

こんなとき	各申請に必要なもの
<b>〈自費治療〉</b> 不慮の事故や旅先で急病になり、やむを得ず被保険者証を持たずに診療を受けたとき。	・領収書 ・診療内容明細書
<b>〈誤った被保険者証で受診〉</b> 社会保険などの資格喪失後、その被保険者証で診療を受けたとき。	・領収書 ・診療内容明細書
<b>〈補装具等を作成した〉</b> (注1) 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの作成費用がかかったとき。	・領収書 ・医師の診断書か意見書 (靴型装具の場合は写真が必要)
<b>〈輸血の生血代〉</b> 医師が必要と認めた輸血の生血代がかかったとき。 ※親族からの提供は除く	・医師の診断書か意見書 ・輸血用生血液受領証明書 ・血液提供者の領収書
<b>〈海外渡航中に受診〉</b> (注2) 海外渡航中に診療を受けたとき。 ※治療目的の渡航は対象外	・領収書 ・領収明細書 ・診療内容明細書 ・海外渡航した事実が確認できるもの ・調査に関わる同意書 ※外国語のものは日本語の翻訳文(翻訳者の住所、氏名の記載と押印があるもの)

(注1)・対象となるのは、治療のためにどうしても必要であると医師が認めて装着させたもの(コルセット・治療用装具・サポーターなど)で、日常生活や職業上の必要性によるものや美容目的で使用するのは該当しません。

(注2)・給付対象となるのはその治療が日本国内の保険診療として認められた治療で、支給される金額は日本国内での同様の治療を国保で受けた場合を基準にして決定されるため、海外で支払った治療費の全額が対象となるわけではありません。

・渡航前にお問い合わせください。現地の病院等に作成依頼する書類一式をお渡します。